

令和5年度公立学校共済組合山形支部歯周疾患検診事業実施要領

(総 則)

第1条 公立学校共済組合山形支部は、組合員の歯周疾患の予防及び早期発見・早期治療を図るため、歯周疾患検診を実施する。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は令和5年4月1日現在で20歳、30歳、40歳、50歳及び59歳の組合員とする。

(事業内容)

第3条 検診の内容は次のとおりとする。

(1) 問診

歯周疾患に関連する自覚症状の有無等を聴取する。

(2) 歯周組織検査

歯及び歯周組織等口腔内の状況について検査する。

(3) 判定区分

検診結果に基づき、「異常なし」、「要指導」又は「要精密検査」に区分する。

(4) 結果の通知・説明と歯科保健指導

検診結果の説明及び判定区分に基づく指導を行う。

(実施期間)

第4条 検診の実施期間は令和5年7月1日から令和5年12月31日までとする。

(検診機関)

第5条 「令和5年度公立学校共済組合山形支部歯周疾患検診事業実施歯科医療機関名簿」に記載する医療機関（以下「実施歯科医療機関」という。）とする。

(受診券等の交付)

第6条 支部長は、対象者に「受診票」（様式第1号）及び「歯周疾患検診受診券」（様式第2号）（以下「受診券」という。）を交付する。

(受診手続き)

第7条 対象者は、実施歯科医療機関の中から希望する医療機関に予約する。受診日当日には「受診票」及び「受診券」を実施歯科医療機関に提出して、受診するものとする。

(検診料)

第8条 検診料は、公立学校共済組合山形支部が全額負担する。

(実施結果の通知及び報告)

第9条 実施歯科医療機関は、検診終了後速やかに「受診票（受診者控）」により検診結果を受診者に通知するとともに、「受診票（共済組合控）」及び「受診券」を「歯周疾患検診実施報告書」（様式第3号）に添付のうえ、一般社団法人山形県歯科医師会に提出する。

2 一般社団法人山形県歯科医師会は、実施歯科医療機関から提出された「受診票（共済組合控）」と「受診券」をとりまとめのうえ、「請求書兼歯周疾患検診実施報告書」（様式第4号）とともに、当支部に提出するものとする。

(サービス上の取扱い)

第10条 受診者のサービス上の取扱いは、地方公務員法第35条の規定に基づき県及び市町村が定める「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」によるものとする。